

○霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第104号

改正 令和4年4月1日告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に存在する老朽危険空き家等の解体撤去を促進することにより、市民にとっての安心安全な生活環境の確保及びその改善並びに地域の活性化を図るため、霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等で、倒壊するおそれがあるなど保安上著しく危険な状態にあるもの。この場合において、次のいずれかに該当する空家等を除く。

ア 抵当権その他の担保物権又は賃借権等が設定されているもの

イ 火災その他の災害を起因として空家等となったもの

(2) 解体撤去業者 次に掲げる要件を満たす市内に本店を有する事業者

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する登録を受けていること。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、本市の区域内に存する老朽危険空き家等のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 第8条に規定する補助金の交付決定日時点において、補助対象建築物の解体撤去工事(以下「解体撤去工事」という。)に着手していないこと。

(2) 補助金の交付を申請する年度中に解体撤去工事の完了が見込まれること。

(3) この告示に基づく補助金のほかに、解体撤去工事に関して他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

(4) 公共事業による移転等に伴う補償の対象となっていないこと。

(5) 補助対象建築物が存する敷地内全ての建築物が居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を申請する日において、本市の市税等を滞納していない者であって、次の各号の

いずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者(補助対象建築物の登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者に限る。)又はその相続人(以下「所有者等」という。)
- (2) 所有者等から解体撤去工事を行うことについて委任を受けた者
- (3) その他市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることはできない。

- (1) 補助対象建築物が共有物であり、解体撤去工事を行うことについて共有者全員の同意を得ていない者
- (2) 所有者等と補助対象建築物が所在する土地の所有者とが異なる場合において、解体撤去工事を行うことについて当該土地の所有者の同意を得ていない者
- (3) 不動産の販売又は貸付け(駐車場等の貸付けを含む。)を業とする者で、当該業を営むために必要とする解体撤去工事を行うもの
- (4) その他市長が適当でないと認める者  
(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象者が解体撤去業者に依頼する解体撤去工事(次項により算定される額が30万円以上のものに限る。以下「補助対象工事」という。)とする。

2 補助対象工事の経費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 総工事費から建築物の解体撤去に要しない経費(家財道具、機械、車両等の移転又は処分費用等をいう。)を除いた額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を含む。)
- (2) 解体撤去工事に付随して行う必要があると認められる工事等の経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号により算出した額のいずれか低い方の3分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とし、30万円を上限とする。

- (1) 第5条第2項の規定により算定された補助対象工事の経費
- (2) 住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日国住整第38—2号)第4第1項第1号に規定する標準除却費(買収費及び通常損失補償費を除く。)  
(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、解体撤去工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去工事実施計画書(第2号様式)
- (2) 補助対象建築物の位置図、配置図及び平面図(延べ面積を確認できるものに限る。)
- (3) 補助対象工事の経費を確認することができる工事見積書

- (4) 解体撤去工事着手前の現況写真
- (5) 補助対象建築物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書(未登記物件に限る。)
- (6) 第4条第1項第1号の規定により相続人が申請するときは、相続人であることを確認できる書類
- (7) 第4条第1項第2号の規定により受任者が申請するときは、委任状
- (8) 市税等納付状況調査同意書(第3号様式)又は市税等を滞納していないことを示す証明書
- (9) 誓約書(第4号様式)
- (10) 補助対象建築物が共有物であるときは、確約書(第5号様式)
- (11) 所有者等と補助対象建築物が所在する土地の所有者が異なるときは、同意書(第6号様式)
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1敷地につき1回とする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは補助金交付決定通知書(第7号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の変更)

第9条 前条の規定により補助金交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象工事の内容等を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(第9号様式)に変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更交付をすることを決定したときは補助金変更交付決定通知書(第10号様式)により、補助金の変更交付をしないことを決定したときは補助金変更不交付決定通知書(第11号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助対象工事の中止)

第10条 補助事業者は、補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに解体撤去工事中止届(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象工事を完了した日から1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(第13号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去工事に係る請負契約書の写し
- (2) 領収書など解体撤去工事に係る費用を支出したことを証する書類の写し

- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
  - (4) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(収集運搬を下請業者に委託した場合に限る。)
  - (5) 解体撤去工事施工中及び解体撤去工事完了写真
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う現地実地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、補助金等確定通知書(第14号様式。以下「確定通知書」という。)によりこれを行うものとする。
- (補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、前項の確定通知書を受理したときは、補助金の交付の請求をすることができる。

- 2 補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、補助金交付請求書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。
- (土地の所有者の責務)

第14条 補助金の交付を受けて解体撤去された老朽危険空き家等が所在した土地の所有者は、解体撤去工事が完了した日以降において、当該土地を適切に管理しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し又は返還)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象工事の実施について不正の行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、この告示の規定に違反する行為をしたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを決定したときは、補助金交付取消し通知書(第16号様式)により補助事業者に対して通知しなければならない。

(代理受領)

第16条 申請者は、補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、解体撤去工事を行った解体撤去業者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

- 2 代理受領を行う申請者は、第7条の補助金交付申請書に、代理受領予定届出書(第17

号様式)を添えて、市長に届け出なければならない。

- 3 代理受領により補助金の交付を受けようとする解体撤去業者は、代理受領委任状(第18号様式)に代理受領請求書(第19号様式)を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 4 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、当該請求を行った解体撤去業者に補助金を交付するものとする。
- 5 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。  
(霧島市危険廃屋解体撤去工事補助金交付要綱の廃止)
- 2 霧島市危険廃屋解体撤去工事補助金交付要綱(平成23年霧島市告示第86号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の前日までに、廃止前の霧島市危険廃屋解体撤去工事補助金交付要綱の規定に基づき申請され、又は交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日告示第 号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。